

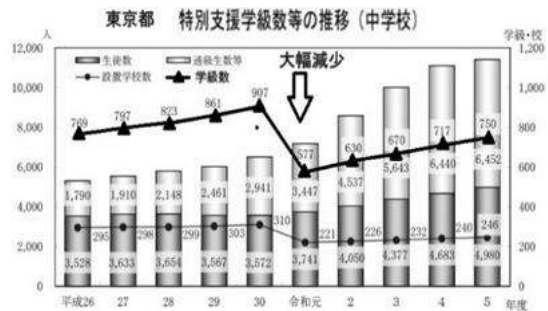
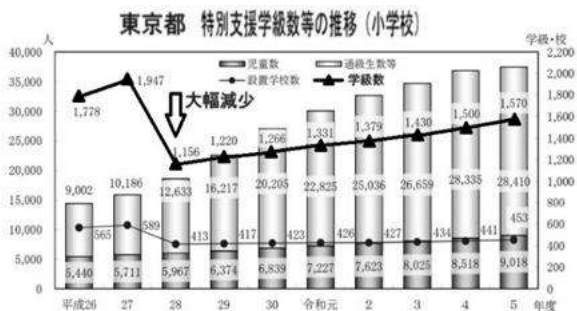


通級指導教室、東京で起きていること 支援が必要なのに、どこへ行けばいいの？

東京の「情緒障がい支援学級」大阪の16分の1、保護者の設置運動も

東京では、自閉症・情緒障がいの支援学級が、極端に少なくなっています。

その一方で、「情緒障がい」を対象として通級指導教室＝「特別支援教室」の設置が小学校では2017年から、中学校では2019年から始まり2021年に全校設置になっています。これに伴い、東京都の小中学校では支援学級数が大幅に減少しています。発達障害の子どもがかような情緒障がいの支援学級設置数で東京は、大阪の16分の1とされています。保護者が設置を求めて署名や運動が広まっているとされます。



通級は13人で1人の教員配置は「上限」ではなく、「標準」、 自治体レベルでは25人で1人配置も

通級指導教室は2017年から10年かけて「教員定数」に組み込まれることとされてきましたが、通常学級の35人、40人、支援学級の8人などの「上限」として規定されておらず、13人につき1人を「標準」として配置されてきています。

通級指導教室の設置そのものも都道府県で判断することになっているため、13人未満では教員を配置しない、25人でも1人の教員で指導、などの全国の自治体で判断して対応につながってしまっています。

支援が必要な子ども、まなぶ場所はどこに行けばいい？

NHKのニュース特集で、発達障害の傾向がある子どもが、まなぶ場所が見つからないと、保護者の深刻な悩みを取り上げています。

学校生活、授業に困難が生じて「通級指導」を申し込んでも、利用できるのは週に1時間しか認められず、困難の大きい子どもは、通級指導の時間以外に学校に通えない事態にもなっている例を取り上げています。

- 希望者が多くて順番待ちになっている。
- 指導受けられても週に1回しか難しいと言われる。
- 通級指導受けて、子どもが安定してきたのに「退室」を持ち掛けられ悩んだり、
- 通級希望者が多く、もっと支援の必要な子がいると聞いて、と言われるままに退室したら、子どもが再び不安定になって悩んでいる。

不安定になって悩んでいる。

通級指導期間 延長しても2年まで？ 背景に教員不足

東京都では、支援を必要とする子どもの急増の中で、通級指導教室の運用ガイドラインに「指導期間についての考え」を追加しました。ガイドラインでは、指導期間1年ごとに、退室について検討、延長する場合も1年の見通しがあることを前提に延長、最長2年という「枠」を設けています。延長後も支援が必要な場合は、通級以外の支援について検討するとされています。

学校から退室を打診されても、子どもや保護者にとってはそのあとどんな支援が受けられるのか、子どもの学校での居場所、学びの場所がどこにあるのか、多くの子ども保護者が悩んでいるとされます。

この保護者の不安に対して、教育庁の担当者の答えは、明確とは言えません。

「最大2年通えたとして、その次はゼロベースで見直し、通常学級で支援員をつけてもらう、福祉につなげる(放課後等デイサービス)、特別支援学級なのかなど、総合的に判断する」(都教育庁担当者)ことになる(都教育庁担当者)。

結局のところ急増する「支援や配慮」を必要とする子どもにたいして、教員不足と必要な教員配置のための予算措置がネックとなっていると指摘されています。

安上りの教育改革ではなく、子どもたちを人間として尊重される教育条件を

先進国平均並みの少人数学級、教員・教育予算増を

「通級指導教室」の拡大の初めから、8人上限の支援学級を抑制し、13人標準の通級指導教室にすることで、広く発達障害を持つ子どもを支援できるかのようにしながら、結局のところ安上りの教育改革進めるものではないかとする批判が行われていました。

文科省、教育委員会が、支援や配慮を必要とする子どもたちに、本来の支援を届けるために、必要な教員配置、定員を上限とするような対応を堅持することが不可欠です。

府労組連の交渉・取り組みで給与、一時金引き上げ獲得 約5万円～約25万円が差額支給に (大教組試算・モデル例)

12月8日に冬のボーナスが支給されます、

今年度は、大教組も加わる府労組連が府当局との交渉、職場の皆さんの一言要求カードの取り組みなどを通して、職場の実態をもとに、強く賃金引き上げ、労働条件引き上げを迫りました。

結果は十分とは言えませんが、維新の会の吉村知事などが繰り返してきた、人事委員会の勧告を無視したり、値切ることをさせずに、4月にさかのぼる引き上げを実現しました。

右の表は大教組の試算による、差額支給のモデル例です。勤務年数などによって違いますが、目安として掲載しています。

支給時期も府議会で決まるので、さらに変わってくる可能性もあります。

年齢	月給与分	ボーナス分	差額合計
25歳	151,740円	101,588円	253,328円
30歳	89,991円	76,552円	166,543円
35歳	23,022円	51,202円	74,224円
40歳	5,238円	46,992円	52,230円
45歳	5,229円	50,112円	55,341円

差額支給モデル例(大教組試算)

研究指定、校内研究、校内研修、研究授業 このままでいいの？思い切った精選、負担軽減を

文科省「働き方改革」通知 研究指定、研修での見直し、負担軽減を強調

■教育委員会の学校指定による先導的な研究や、各種研究会により事実上割り当てられたようなものなどの学校における研究事業については、その必要性について精査・精選するとともに、研究テーマの精選や書類の簡素化、報告書の形式を含めた成果発表の在り方の見直しなど、教師の負担面にも配慮すること。

■教師の研修については、教師の資質能力の向上を図る上で大変重要であるが、都道府県と市町村の教育委員会間で重複した内容の研修の整理・精選を行うとともに、研修報告書等についても、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図ること。（2019年文科省働き方改革通知）

文科省も校内研究や研修の在り方を大きく転換、教職員個々の課題や関心に基づいて、自律的、自主的に受けるものへ転換することを提唱している今、市教委も、研究指定、校内研究などの在り方を抜本的に見直すべきです。

研究指定、校内研究、どれだけあって、何よ自分の学校がやっているの？

各学校で、研究指定や校内研究にかかわる研究発表会、公開授業、報告会が行われています。

国、府、市から指定を受けて、一定期間特別な取り組み、研究を行う研究指定、。各学校でそれぞれの学校や児童生徒の課題について、集中的に取り組んだり、研修、研究授業に取り組む校内研究。それ以外にも、学校の中では、各分掌から必要とされる課題についての校内研修会が設定されて取り組まれています。

学校によっては、これらをまとめて兼ね合わせる場合もあります。1校で2つの研究指定に取り組むところもあります。

研究指定、校内研究 ねらいの一方で実態はどうなっているのか？

消化不良、成果発表のための取り組み、日常の授業、教育活動より優先・・・？

研究指定校は、従来取り組んでいた授業や学校の教育活動以上の「特別の取り組み」による新たな負担がかかってきます。外部指導者を招いて複数回の事前研修や、事前の訪問指導、外部指導者の示す取り組み、教育方法をもとに授業や活動を組み替える、研究授業に向けて指導案を何度も書き直してアドバイスを受け、本番の研究授業に向けた試行授業を重ねて、研究発表、公開授業では来客、参観者のための大掃除や配布物当日受付の業務など極めて大きな負担がかかってきます。

本来の日常の教育活動より、研究指定の取り組みを優先せざるを得なくなる場面も増えていることは明らかです。

研究指定の見直し、負担軽減の取り組みこそ求められます

国、府の研究指定に際してただでさえ多忙で困難な日常業務をこなしながらの取り組みとなります。そのため文科省でも研究指定校に対しては、加配教員をつけるなどすることで負担軽減を図ることも行われてきました。

一方、枚方では「架け橋プログラム」の取り組みなどで、文科省の研究指定校以外の全小学校にも市の研究指定で取り組みが求められています。

教員不足が広がる中で、事態はより一層深刻になっています。研究指定の多用で成果や効果を期待するだけでなく、新たな取り組みに見合う負担軽減、加配などを行うべきです。

声をあげれば変えられる！ 組合に加入して、力を合わせて声をあげよう

保護者からの声 「先生たちから、おかしいという声は上がらないのですか？」
「何とかしようという動ききはおこらないのですか？」

教員不足問題でこの間保護者と交流する中で、学校の仕事の在り方、教育のあり方を知ってもらう中で、保護者の中から出された率直な疑問や意見です。

保護者の方からも、「私たちができることは精いっぱいやります。しかし、学校で困難に直面しているの先生たちが声をあげてもらうことが何より、保護者たちを突き動かしてくれます」

枚方教組は、教員不足問題でもさまざまな取り組み展開して、教育委員会に要求や申し入れをして、一部は実現しているものの、もっと大きな動きを起こしていくためにも、もっと多くの教職員の方が加わって、取り組みを広げていくことが重要になっています。

教員ストが違法とされるアメリカで、教員ストの大きな広がり、要求が前進

アメリカでは、教員による労働運動が歴史的な広がりを見せ、保護者と連帯してストライキを実施して続廃合を止めたり、教員の待遇改善を実現するなど、各地で大きな成果をあげています。

日本と同じくアメリカのほとんどの州で、教員にスト権は認められてはいません。しかし、それを乗り越えて圧倒的多数の教員がストライキを支持し、参加することで、要求の大きな前進を認めさせています。行政の側も、その要求を受け入れざるをえないほどに教員のみならず、生徒や保護者、市民からも支持を受けています。

日本でストライキは現実的には困難ですが、一人では無力でも、労働組合で力を合わせることで、法律に基づいた権利として大きな力を発揮して、企業や行政側を追い詰めることができます。



アメリカ教員組合ストライキ 2019年

あなたも枚方教組へ、

重要な取り組み、貴重な情報を広げる取り組みをもっと大きくしていきましょう

枚方教組は、昨年の市教委支援教育方針の取り組み、一昨年の市長の突然のハイブリッド授業への取り組み、さらにはその前の年のコロナ一斉休校、感染拡大の中でも教職員の権利や生活を守るために、力を尽くしてきました。しかもっと多くの方が加わっていただき、もっと大きな取り組みをしていくことが必要です。是非、皆さんも一緒に枚方教組に加わっていただき、一緒に学んだり、交流したりしながら、重要な取り組みを一緒に広げていきましょう。



人を守ってこそ自分も守れる。
(映画「七人の侍」より)

組合加入
申し込み
QRコード
⇒

